海上における船舶のための共通通信システムの在り方及び普及促進に関する検討会・報告書(案) 要 旨

1 本検討会について

- 現状では、船舶の規模・用途ごとに使用される無線機が異なるため、洋上で異なった規模・用途の船舶が出会った場合、協調して危険回避行動をとるために無線機により連絡を取り合うことが困難な状況。
- 船舶の規模や用途にかかわらず、すべての船舶間で相互に通信できるよう、 無線による共通の通信システム(以下「船舶共通通信システム」という。) を早急に普及させることが重要。

2 船舶共通通信システムの在り方に関する基本的な視点

(1) 船舶の航行の安全の確保のための海上無線通信の現状と課題

- 海上無線通信については、以下の現状と課題が存在。
 - ・船舶の規模・用途にかかわらず相互に交信する手段が確立されていない こと。
 - ・小型船舶についてはデジタル化等最新の技術成果が十分に採り入れられていないこと。

(2) 船舶共通通信システムの基本要件

- 船舶共通通信システムの基本的要件
 - ・船舶の規模・用途を問わずすべての船舶間で共通の通信システムとして 利用できること。
 - ・外国船との交信も可能なように世界共通の周波数を使用するものであること。
 - ・迅速な危険回避行動をとるために、船舶間で直接交信が可能なこと。
- 余裕をもった危険回避行動の着手を可能とするために、洋上において十分 な電波の到達距離を確保できることが望ましい。
- 大型船舶については国際 VHF 機器の備付けが義務付けられ、船舶共通通信システムとして確立されている現状を踏まえ、小型船舶についても同様に国際 VHF 機器の活用を基本とすることが妥当。
- 早急に船舶の航行の安全体制を確保することを希望する船舶については、 漁業用無線機器を新たに備えて漁船との通信を確保することも可能とす る。

(3) 船舶共通通信システム導入の進め方

- 船舶共通通信システムの小型船舶への導入は、一律に義務付ける方法ではなく、これまでどおり任意とした上で、技術基準や制度の見直しを通じ、普及を促進することを目指すべき。
- 船舶共通通信システムの早急な普及を図るためには次の観点が重要。
 - ・高度な知識・技能がなくても操作が可能なものであり、簡易な資格で 運用できること。
 - ・安価に購入でき、維持に要する費用が少なくてすむなど運用に当たっての経済的負担が軽いこと。
- 具体的な方法としては、北米を中心に既に広く普及している国際 VHF 機器を国内でも使用できるようにし、広くその普及を図ることが効果的。
- 普及を促進する機器としては、安価で手軽に導入が可能なハンディ型のほか、洋上で十分な電波の到達距離を確保できる据置型の機器も対象とすべき。

3 船舶共通通信システム普及のための制度の在り方

(1) 免許制度の見直し

① 技術基準の見直し

- 北米を中心に広く普及している安価な国際 VHF 機器を円滑に国内で も使用できるようにするため、その妨げとなっている技術基準につい て必要な見直し。
- 簡易な手続きで免許取得が可能となるよう、技術基準適合証明制度の 対象とする。
- 制限時間を超える連続送信を自動的に制限する機能は、マスキング防止対策として継続し、25W 国際 VHF 機器も対象。

② 周波数割当ての見直し

● 国際 VHF 帯の周波数をすべての用途の船舶で使用可能とする。

③ 無線従事者資格の見直し

- 三海特の操作対象範囲を出力 25W の国際 VHF 無線電話に拡大。
- 一定の条件を満たす三海特資格の保持者が二海特の資格を取得できるようにし、二海特資格の取得を促進。

- 三海特資格を有する者が、DSC 機能付きの 25W 国際 VHF 機器を、 DSC を使用せず無線電話として運用することを認める。
- 国家試験・養成課程の内容を、法規や運用ルールにより重点を置くよう見直し。

(2) 定期検査制度の見直し

- 出力 25W の据置型国際 VHF 機器については、技術基準適合証明を有する ものについて、周期を 3 年から 5 年へと延長。
- 空中線電力 5W のハンディ型国際 VHF 機器については、技術基準適合証明を有するものは無線局定期検査を不要とする。

4 船舶共通通信システムの適切な利用の普及促進

(1) 船舶共通通信システムの普及促進

● 船舶共通通信システムの早急な普及促進を図るため、関係機関やユーザー 団体、業界が連携し、その導入を積極的に働きかけ。

(2) 運用マナーの向上

- 利用者数の拡大により、運用マナーの確保は船舶航行の安全確保にとって極めて重要。ユーザー団体、業界、行政が一体となって運用マナーの向上に向けて取り組む必要。
- 船舶共通通信システムが船舶航行の安全確保に活用されるためには、共通 呼出チャネルの常時聴守慣行の確立が不可欠。
- GMDSS 対応の国際 VHF 機器の備付けが義務とされている船舶については、すべてこの常時聴守義務の対象とする。
- GMDSS 対応の国際 VHF 機器の備付けが義務とされていない船舶についても、共通呼出チャネルが可能な限り常時聴守されるよう、関係省庁、団体が一体となって、常時聴守励行を指導。

5 船舶共通通信システムの高度化と将来的な在り方

● 船舶共通通信システムは、DSCや簡易型AISを普及促進させるとともに、 積極的にデジタル化を図るなど、引き続き、その高度化、安定化を進める。